

【現 状】(令和8年7月末時点)

■災害廃棄物等の処理見込量:約 1.8 万 t

■解体建物:53 棟

(住家:19 棟、非住家:34 棟)

災害廃棄物等の種類別処理済量(集積量)、発生量

廃棄物の種類	発生量	処理済量(集積量)
片付けごみ、解体廃棄物、がれき混じり土砂(仮置場表層土)	7,000t	2,300t(1,300t)
	木くず(枝葉等)※1	6,100t
倒木※2	4,500t	0t(4,500t)
合計	17,600t	2,300t(11,900t)

※1 木くずのうち八丈町単独事業分は補助対象外

※2 倒木のうち支庁管理分は補助対象外

【実行計画策定の目的】

■災害廃棄物等を生活環境の保全等に配慮しつつ、適切かつ円滑、迅速な処理を進めるために必要な事項を整理

【災害廃棄物処理等の処理方針】

第一 優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。

第二 災害廃棄物等は、できる限り島内で処理を行う。島内で処理を行うことが困難な災害廃棄物等は、島内で前処理を行った上で、島外でその後の処理を行う。

第三 災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。

第四 島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者へ委託して行う。

第五 災害廃棄物の島外への運搬は、八丈島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。

第六 災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。

第七 災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。

(令和7年11月13日八丈町公表)

【実行計画改定のポイント】

■処理工程に遅れが生じ、目標期間(令和 8 年 12 月末)の処理完了が困難となった。現実的な完了時期への見直しと、処理の迅速化に向けた具体策を検討した。

【処理遅延の要因】

(1)海上輸送における計画と実績の乖離

海況悪化時の傭船運用におけるコンテナの積載基数(輸送量)の制限等により、実際の輸送実績と当初計画との間に乖離が発生。

(2)二次仮置場の整備遅延

二次仮置場の整備に係る入札が不調となり着工が遅延、島外搬出に必要な倒木等の前処理(選別・破碎)の本格稼働に遅れが発生。

(3)公費解体工事の開始遅延

建物所有者が島内不在等による連絡難航から申請受付が長期化。その後の書類審査等にも時間を要し、公費解体工事の開始時期が遅延。

【処理の迅速化に向けた具体策】

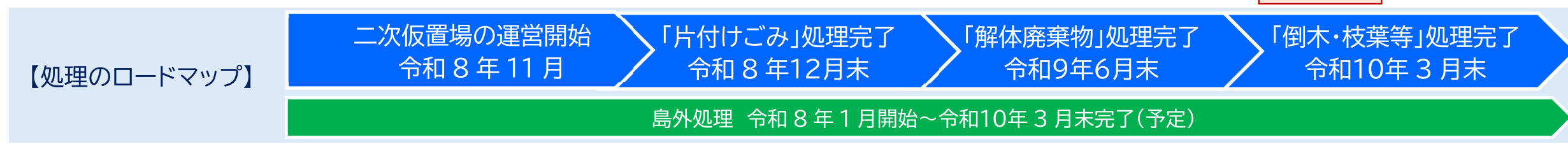
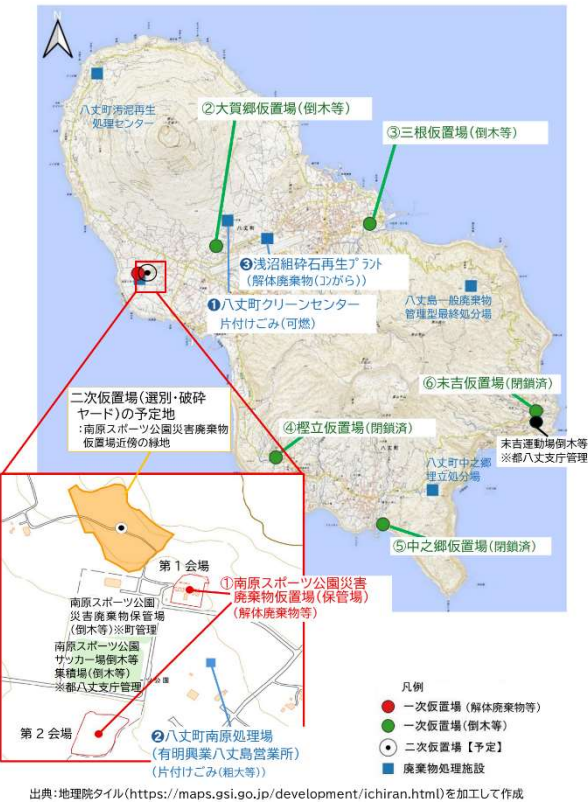
(1)片付けごみ及び解体廃棄物の早期処理完了

(2)島内処理施設(八丈町クリーンセンター)での処理の最大化

(3)都内マテリアルリサイクル施設への搬入量の拡充

(4)島内事業者の搬出ルートを活用

(5)島外輸送計画の見直し



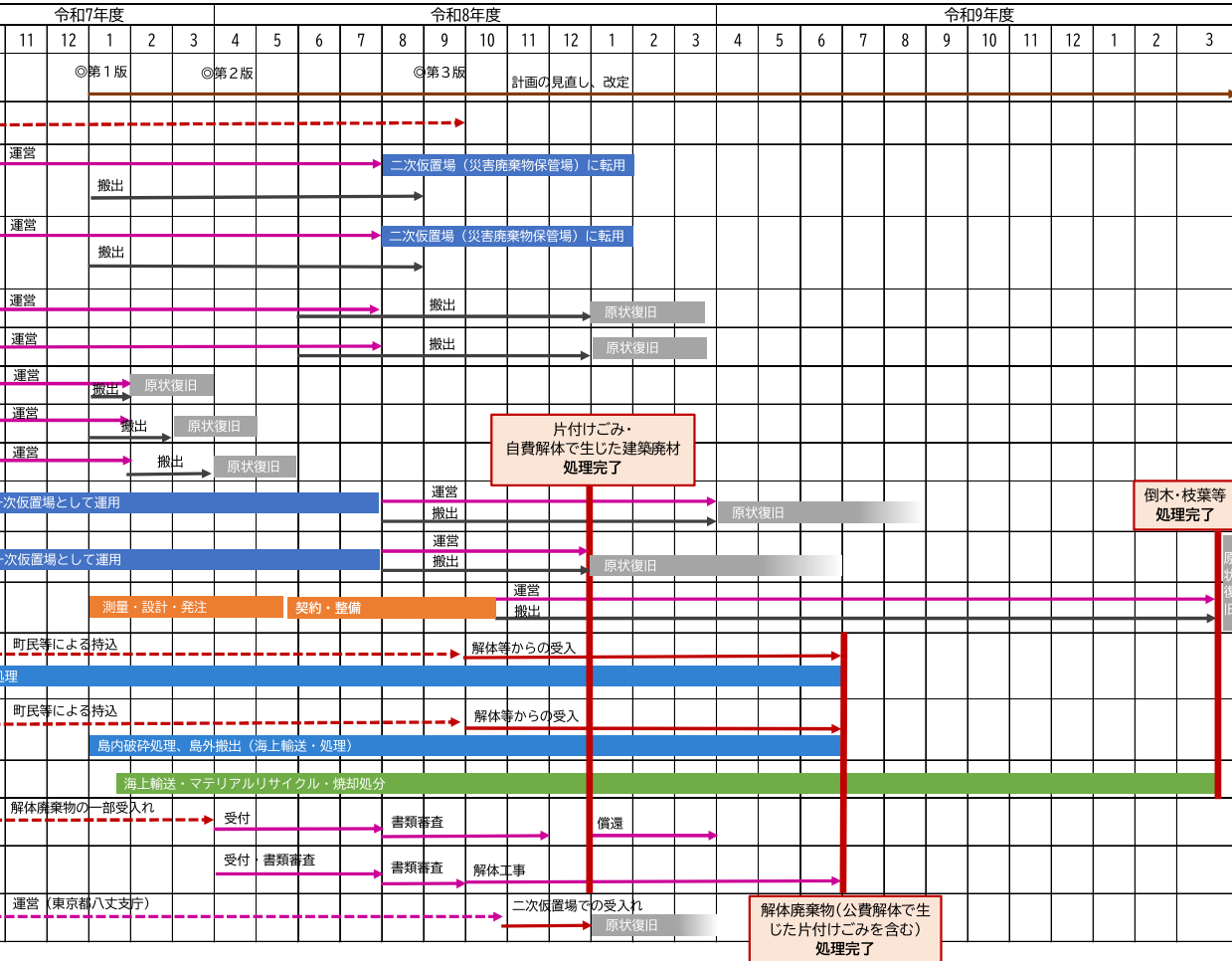
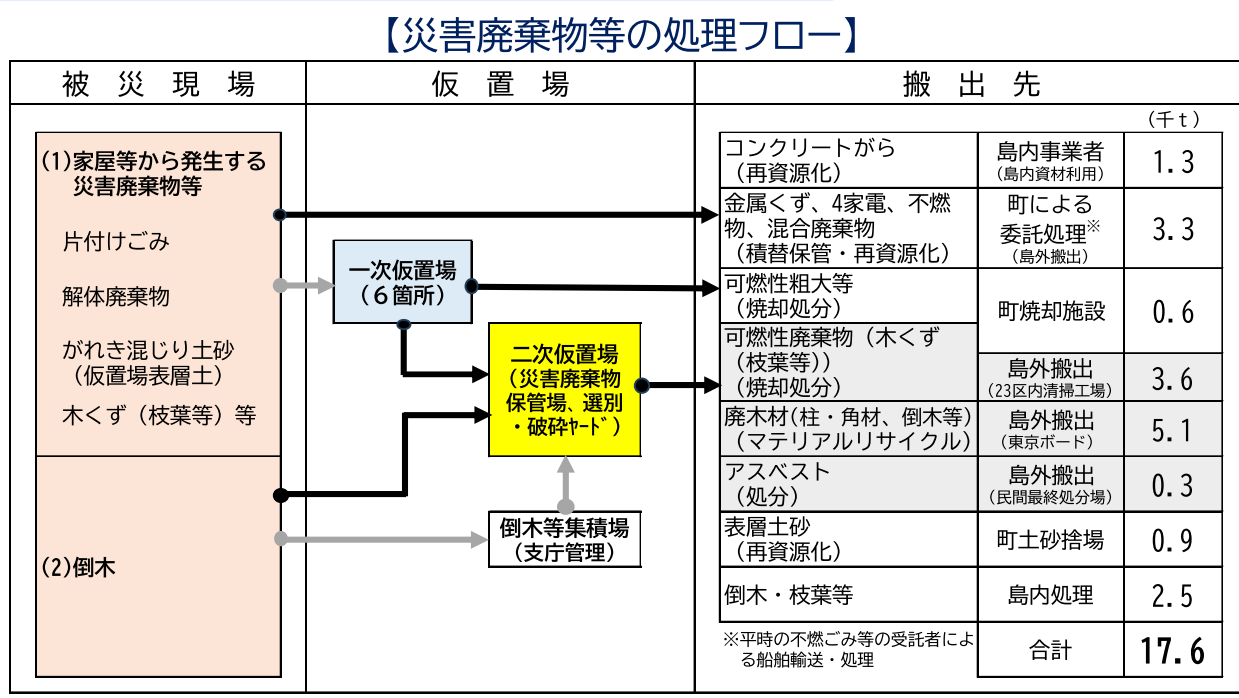
【処理の進捗状況】

(令和8年8月 31 日時点)

・災害廃棄物等の発生推計量の約 17,600tに対して、仮置場への集積量・処理済量:約 14,200t(約 81%)うち処理済量:約 2,300t(約 13%)

・二次仮置場の用地造成を令和 8 年 5 月下旬から実施中、令和 8 年 11 月から本格稼働予定

・公費解体を令和 8 年 10 月から着手、令和 9 年 6 月工事完了予定



島外処理 令和 8 年 1 月開始～令和 10 年 3 月末完了(予定)